

国民年金だより



老齢基礎年金を受給するために必要な資格期間について

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間などの受給資格期間が120月(10年)以上ある人が、65歳から受けられる年金です。受給額は、納付月数や免除月数などに応じて決定します。

11月30日は年金の日です。年金記録や年金見込み額を確認し、将来の設計について考えてみませんか。

- ① 国民年金の保険料を納めた期間
- ② 国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間
(一部免除の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めた期間であること)
- ③ 会社員や公務員など、厚生年金の被保険者および共済組合の組合員等であった期間
- ④ 第3号被保険者であった期間 ※1
- ⑤ 合算対象期間 ※2

①～⑤の期間を合算して
10年以上の受給資格期間が必要です。

※1 第3号被保険者であった期間

- 昭和61年4月以降、厚生年金や共済組合の加入者(第2号被保険者)に扶養されていた配偶者(20歳以上60歳未満)の期間です。

※2 合算対象期間(20歳以上60歳未満)

- 昭和36年4月～昭和61年3月の間で、厚生年金や共済組合の加入者に扶養されていた配偶者が、国民年金に任意加入していなかった期間
- 昭和36年4月以降、日本人で海外に在住していた期間
- 昭和36年4月～平成3年3月の間で、学生が国民年金に任意加入していなかった期間 など

☆年金額を増やしたい人は65歳まで、受給資格を満たしていない人は70歳まで任意加入をすることができます。

国民年金第1号被保険者の人へのお知らせ ※日本年金機構から送付されます。

『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』が発行されます!

- ・国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。
- ・年末調整や確定申告で、国民年金保険料を控除申告するためにお使いください。

★11月上旬に控除証明書が届く人

令和3年1月1日～令和3年9月30日の間に国民年金保険料を納付した人

★令和4年2月上旬に控除証明書が届く人

令和3年10月1日～令和3年12月31日の間に、今年初めて国民年金保険料を納付した人



『控除証明書』に関する内容は、日本年金機構にお問合せください。

『ねんきん加入者ダイヤル』: 0570・003・004 (ナビダイヤル)

離婚分割制度を知っていますか?

離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金を分割してそれぞれの年金とすることができます。年金分割を行うには、**離婚後2年以内**に手続きを行う必要があります。手続きの方法などについては**直方年金事務所**にお問合せください。分割方法には「合意分割」と「3号分割」の2種類があります。

●お問合せ／申請先●

- 医療保険課 年金係 (☎内線 1031・1032) 各支所市民窓口課
離婚分割の相談は市役所では行えません。直方年金事務所での相談・手続きとなります。
- 直方年金事務所 ☎0949-22-0891 (自動音声案内が流れます)